

発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書

原 発 本 第 7 4 号
令和3年7月26日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
名 称 九州電力株式会社
代表者 代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

発電用原子炉主任技術者を下記のとおり選任・解任したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の26第2項の規定により届け出ます。

記

1. 玄海原子力発電所

(1) 3号炉及び4号炉 副 選任・解任 …………… 別紙 1

2. 川内原子力発電所

(1) 1号炉 選任・解任 …………… 別紙 2

以 上

主任技術者の選任・解任に係る発電所所在地		九州電力株式会社 玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112番地1	
監督に係る原子炉		玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉	
選任・解任年月日		令和3年7月1日	
		副	
		選 任	解 任
選任・解任した主任技術者	氏名及び生年月日	[REDACTED]	[REDACTED]
	住 所	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任技術者免状の種類及び番号 (取得年月日)	原子炉主任技術者 第 [REDACTED] 号 [REDACTED]	原子炉主任技術者 第 [REDACTED] 号 [REDACTED]
	職 位	玄海原子力発電所 [REDACTED]	玄海原子力発電所 [REDACTED]
職 務 分 担		原子炉主任技術者(正)が病気その他やむを得ない事情により職務を遂行できない場合に限り原子炉の運転に関し保安の監督を行わせる。	原子炉主任技術者(正)が病気その他やむを得ない事情により職務を遂行できない場合に限り原子炉の運転に関し保安の監督を行わせる。
選 解 任 理 由		人事異動のため	
添 付 書 類		略歴書 原子炉主任技術者免状	

略 歴 書

氏 名
 生 年 月 日
 現 住 所
 最 終 学 歴



略 歴	選任用件に該当する実務内容	実務経験	経験年数
		—	—
		—	—
		(2)	2年 4ヶ月
		(3)	3年 11ヶ月
		(3)	4年 0ヶ月
		(1)	2年 0ヶ月
		—	—
		(1)	0年 9ヶ月
		(1)	2年 3ヶ月
		(1)	1年 0ヶ月
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
		—	—
	合計実務経験年数	16年 3ヶ月	

実務経験の内容

- (1) 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務
- (2) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (3) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (4) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

第 [] 号

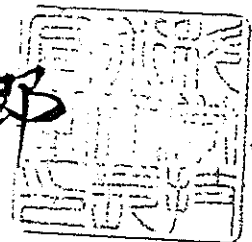
原子炉主任技術者免状

[]

第 [] 回原子炉主任技術者
試験に合格したので核原料
物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律第41条
第1項の規定に基づきこの
免状を交付する

[]

科学技術庁長官 近岡理一郎



主任技術者の選任・解任に係る発電所所在地		九州電力株式会社 川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	
監督に係る原子炉		川内原子力発電所 1号炉	
選任・解任年月日		令和3年7月1日	
		正	
		選 任	解 任
選任・解任した主任技術者	氏名及び生年月日	[REDACTED]	[REDACTED]
	住 所	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任技術者免状の種類及び番号 (取得年月日)	原子炉主任技術者 第 [REDACTED] 号 [REDACTED]	原子炉主任技術者 第 [REDACTED] 号 [REDACTED]
	職 位	川内原子力発電所 [REDACTED]	川内原子力発電所 [REDACTED]
職 務 分 担		—	—
選 解 任 理 由		人事異動のため	
添 付 書 類		略歴書 原子炉主任技術者免状	

略 歴 書

氏 名
 生 年 月 日
 現 住 所
 最 終 学 歴



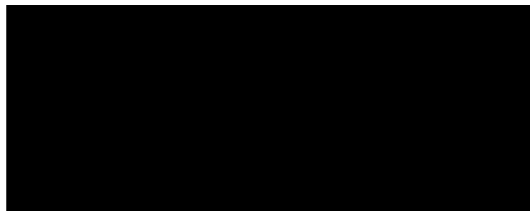
略 歴	選任用件に該当する実務内容	実務経験	経験年数
[Redacted]		—	—
		(2)	3年 1ヶ月
		—	—
		(5)	0年 11ヶ月
		(4)	5年 0ヶ月
		(5)	2年 0ヶ月
		(4)	3年 0ヶ月
		—	—
		—	—
		(5)	3年 9ヶ月
		—	—
		—	—
	合計実務経験年数		17年 9ヶ月

実務経験の内容

- (1) 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務
- (2) 発電用原子炉の運転に関する業務
- (3) 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務
- (4) 発電用原子炉に使用する燃料体の設計に関する業務
- (5) 発電用原子炉に使用する燃料体の管理に関する業務

第 [redacted] 号

原子炉主任技術者免状



第 [redacted] 回原子炉主任技術者
試験に合格したので核原料
物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律第41条
第1項の規定に基づきこの
免状を交付する



科学技術庁長官 近岡理一郎

